



新潟県公報

令和 7 (2025) 年
6 月 24 日 (火)
第 615 号

目 次

規 則

○新潟県子ども総合科学館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 529

告 示

○令和 7 年度自衛官及び自衛官候補生の募集期間等…………… 530

○新潟県一般会計補正予算…………… 531

○同…………… 533

○公印の廃止…………… 535

○生活保護法による指定医療機関の指定…………… 536

○生活保護法による指定施術機関の指定…………… 537

○生活保護法による指定医療機関の名称等の変更…………… 537

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止…………… 537

○生活保護法による指定施術機関の事業の廃止…………… 538

○生活保護法による指定医療機関の指定辞退…………… 538

○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… 538

○土砂災害警戒区域の指定に関する告示の一部改正…………… 538

○同…………… 539

○同…………… 539

○土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示の一部改正…………… 540

○同…………… 541

○同…………… 541

○土砂災害警戒区域の指定…………… 542

○同…………… 542

○同…………… 542

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… 542

○同…………… 543

○建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出…………… 543

公 告

○新潟県子ども総合科学館の利用料金の承認…………… 543

○患畜の届出…………… 544

○土地改良区連合役員の退就任…………… 544

監 査 委 員

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者として告示した事項の変更…………… 545

正 誤

○令和 7 (2025) 年第 610 号中…………… 545

規 則

新潟県規則第 44 号

新潟県子ども総合科学館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和 7 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県子ども総合科学館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

栃木県子ども総合科学館条例の一部を改正する条例（令和 7 年栃木県条例第11号）の施行期日は、令和 7 年 10 月 1 日とする。

(県民協働推進課)

告 示

栃木県告示第302号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第 1 項及び第118条の規定に基づき、自衛官及び自衛官候補生の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

募 集 種 目 等	募 集 期 間	試 験 期 日		試 験 場 の 名 称	試験場の位置
自衛官候補生 (陸・海・空) (男子・女子)	令和 7 (2025) 年 6 月 20 日 (金) から同年 7 月 31 日 (木) まで	1	学科試験、適性検査及び作文 (W e b 試験方式) 令和 7 (2025) 年 8 月 10 日 (日) 及び同月 11 日 (月) (任意の 1 日)	各担当地域 事務所等 ※志願者へ 別途通知	※志願者 へ別途通 知
		2	口述試験及び身体検査 令和 7 (2025) 年 8 月 23 日 (土)	陸上自衛隊 北宇都宮駐 屯地	宇都宮市 上横田町 1360 番地
	令和 7 (2025) 年 8 月 1 日 (金) から同年 9 月 4 日 (木) まで	1	学科試験、適性検査及び作文 (W e b 試験方式) 令和 7 (2025) 年 9 月 21 日 (日) 及び同月 22 日 (月) (任意の 1 日)	各担当地域 事務所等 ※志願者へ 別途通知	※志願者 へ別途通 知
		2	口述試験及び身体検査 令和 7 (2025) 年 10 月 4 日 (土) 及び同月 5 日 (日) (指定する 1 日)	陸上自衛隊 北宇都宮駐 屯地	宇都宮市 上横田町 1360 番地
一般曹候補生 (陸・海・空) (男子・女子)	令和 7 (2025) 年 7 月 1 日 (火) から同年 9 月 2 日 (火) まで	令和 7 (2025) 年 10 月 11 日 (土) 及び同月 12 日 (日) (指定する 1 日)		陸上自衛隊 宇都宮駐屯 地	宇都宮市 茂原 1 丁 目 5 番 45 号
		1 次	令和 7 (2025) 年 9 月 14 日 (日) 及び同月 15 日 (月) (任意の 1 日)	各担当地域 事務所等 ※志願者へ 別途通知	※志願者 へ別途通 知
		2 次	令和 7 (2025) 年 10 月 18 日 (土) 及び同月 19 日 (日) (指定する 1 日)	陸上自衛隊 宇都宮駐屯 地	宇都宮市 茂原 1 丁 目 5 番 45 号

航空学生 (海・空) (男子・女子)	令和 7 (2025) 年 7 月 1 日 (火) から同年 8 月 29 日 (金) まで	1 次	令和 7 (2025) 年 9 月 20 日 (土) 及び同月 27 日 (土) (任意の 1 日)	各担当地域 事務所等 ※志願者へ 別途通知	※志願者 へ別途通 知
		2 次	令和 7 (2025) 年 10 月 16 日 (木) 及び同月 23 日 (木) (指定する 1 日)	※ 1 次合格 者へ別途通 知	※ 1 次合 格者へ別 途通知
		3 次	【海】 令和 7 (2025) 年 11 月 21 日 (金) から同年 12 月 17 日 (水) まで (指定する日) 【空】 令和 7 (2025) 年 11 月 15 日 (土) から同年 12 月 18 日 (木) まで (指定する日)	※ 2 次合格 者へ別途通 知	※ 2 次合 格者へ別 途通知

(市町村課)

栃木県告示第303号

令和 7 年度栃木県一般会計補正予算 (第 1 号) については、令和 7 (2025) 年 6 月 16 日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

令和 7 年度栃木県一般会計補正予算 (第 1 号)

今回の補正予算は、高等学校等就学支援金制度において所得制限を受ける世帯の生徒を対象として支援金を支給するとともに、周産期・小児医療提供体制の確保に向けた医療機関への支援を行うこととして編成したものである。

補正予算の総額は、11 億 8,895 万円の増額となり、既定予算が 9,242 億円であったので、補正後の予算総額は、9,253 億 8,895 万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

1 歳入

(単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 県 税	273,000,000		273,000,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金	109,836,000		109,836,000
3 地 方 譲 与 税	46,100,000		46,100,000
4 地 方 特 例 交 付 金	1,300,000		1,300,000
5 地 方 交 付 税	151,000,000		151,000,000
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金	4,492,199		4,492,199
8 使 用 料 及 び 手 数 料	9,878,988		9,878,988
9 国 庫 支 出 金	95,640,023	1,180,227	96,820,250

10	財 産 収 入	1,685,256		1,685,256
11	寄 附 金	95,862		95,862
12	繰 入 金	31,262,374		31,262,374
13	繰 越 金	1,000,000	8,723	1,008,723
14	諸 収 入	139,109,298		139,109,298
15	県 債	59,200,000		59,200,000
	合 計	924,200,000	1,188,950	925,388,950

2 歳出

(単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 議 会 費	1,571,267		1,571,267
2 総 務 費	42,927,120		42,927,120
3 民 生 費	116,883,467		116,883,467
4 衛 生 費	67,232,036	143,830	67,375,866
5 労 働 費	1,893,981		1,893,981
6 農 林 水 産 業 費	36,572,497		36,572,497
7 商 工 費	128,979,335		128,979,335
8 土 木 費	76,832,585		76,832,585
9 警 察 費	47,856,281		47,856,281
10 教 育 費	188,185,038	1,045,120	189,230,158
11 災 害 復 旧 費	2,623,673		2,623,673
12 公 債 費	99,853,520		99,853,520
13 諸 支 出 金	112,289,200		112,289,200
14 予 備 費	500,000		500,000
合 計	924,200,000	1,188,950	925,388,950

3 歳出(性質別)

(単位 千円)

区 分	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 職 員 費	202,697,860		202,697,860
2 公 共 事 業 費	54,744,267		54,744,267
3 建 設 事 業 費	64,943,173	32,678	64,975,851
4 公 債 償 還 費	99,853,520		99,853,520
5 主 要 義 務 費	142,194,528		142,194,528
6 税 交 付 金 等	112,289,200		112,289,200
7 一 般 行 政 費	95,986,430	1,156,272	97,142,702
8 受 託 事 務 費	3,006,096		3,006,096

9 県 単 補 助 金	17,077,664		17,077,664
10 県 単 貸 付 金	123,529,676		123,529,676
11 災 害 復 旧 費	2,547,895		2,547,895
12 直 轄 事 業 負 担 金	5,329,691		5,329,691
合 計	924,200,000	1,188,950	925,388,950

部局別主要事業

(単位 千円)

事 業 名	予 算 額	説 明
〔経営管理部〕 1 高校生等臨時支援金 (私立) 事業費	394,515	授業料の負担軽減を目的とした高校生等臨時支援金の支給に要する経費 ・対 象 者 高等学校等就学支援金制度において所得制限を受ける世帯の生徒 ・支給上限額 118,800円/年
〔保健福祉部〕 2 周産期・小児医療 提供体制確保支援 事業費	143,830	地域の周産期医療・小児医療提供体制の確保に要する経費 1 分娩取扱施設支援事業費 26,000 ・補助対象者 分娩数が減少している医療機関 ・補 助 額 病院・診療所 2,500千円/施設 助産所 1,000千円/施設 2 小児医療施設支援事業費 67,706 ・補助対象者 入院患者数が減少している小児医療の拠点となる医療機関 ・補助上限額 250千円/床 3 地域連携周産期支援事業費(分娩取扱施設) 17,446 ・補 助 対 象 特に分娩取扱施設が少ない地域に所在する医療機関の人件費 ・補 助 率 10/10(国1/2、県1/2) 4 地域連携周産期支援事業費(産科施設) 32,678 ・補 助 対 象 妊婦健診等を実施する医療機関の施設・設備整備費 ・補 助 率 国1/2
〔教育委員会事務局〕 3 高校生等臨時支援金 (公立) 事業費	650,605	授業料の負担軽減を目的とした高校生等臨時支援金の支給に要する経費 ・対 象 者 高等学校等就学支援金制度において所得制限を受ける世帯の生徒 ・支給上限額 118,800円/年

栃木県告示第304号

令和 7 年度栃木県一般会計補正予算(第 2 号)については、令和 7 (2025) 年 6 月 16 日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福田 富 一

令和7年度栃木県一般会計補正予算（第2号）

今回の補正予算は、国が行う電気・ガス料金の支援に呼応し、L P ガスを使用する一般家庭等や特別高压で受電する中小企業者等の負担軽減を図ることとして編成したものである。

補正予算の総額は、4億300万円の増額となり、既定予算が9,253億8,895万円であったので、補正後の予算総額は、9,257億9,195万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

1 歳入 (単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 県 税	273,000,000		273,000,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金	109,836,000		109,836,000
3 地 方 譲 与 税	46,100,000		46,100,000
4 地 方 特 例 交 付 金	1,300,000		1,300,000
5 地 方 交 付 税	151,000,000		151,000,000
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金	4,492,199		4,492,199
8 使 用 料 及 び 手 数 料	9,878,988		9,878,988
9 国 庫 支 出 金	96,820,250	403,000	97,223,250
10 財 産 収 入	1,685,256		1,685,256
11 寄 附 金	95,862		95,862
12 繰 入 金	31,262,374		31,262,374
13 繰 越 金	1,008,723		1,008,723
14 諸 収 入	139,109,298		139,109,298
15 県 債	59,200,000		59,200,000
合 計	925,388,950	403,000	925,791,950

2 歳出 (単位 千円)

款	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 議 会 費	1,571,267		1,571,267
2 総 務 費	42,927,120		42,927,120
3 民 生 費	116,883,467		116,883,467
4 衛 生 費	67,375,866		67,375,866
5 労 働 費	1,893,981		1,893,981
6 農 林 水 産 業 費	36,572,497		36,572,497
7 商 工 費	128,979,335	403,000	129,382,335
8 土 木 費	76,832,585		76,832,585
9 警 察 費	47,856,281		47,856,281
10 教 育 費	189,230,158		189,230,158

11 災 害 復 旧 費	2,623,673		2,623,673
12 公 債 費	99,853,520		99,853,520
13 諸 支 出 金	112,289,200		112,289,200
14 予 備 費	500,000		500,000
合 計	925,388,950	403,000	925,791,950

3 歳出（性質別）

（単位 千円）

区 分	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 職 員 費	202,697,860		202,697,860
2 公 共 事 業 費	54,744,267		54,744,267
3 建 設 事 業 費	64,975,851		64,975,851
4 公 債 償 還 費	99,853,520		99,853,520
5 主 要 義 務 費	142,194,528		142,194,528
6 税 交 付 金 等	112,289,200		112,289,200
7 一 般 行 政 費	97,142,702		97,142,702
8 受 託 事 務 費	3,006,096		3,006,096
9 県 単 補 助 金	17,077,664	403,000	17,480,664
10 県 単 貸 付 金	123,529,676		123,529,676
11 災 害 復 旧 費	2,547,895		2,547,895
12 直 轄 事 業 負 担 金	5,329,691		5,329,691
合 計	925,388,950	403,000	925,791,950

部局別主要事業

（単位 千円）

事 業 名	予 算 額	説 明
〔産業労働観光部〕 1 L P ガス料金激変 緩和対策事業費	349,000	一般家庭等の L P ガス料金の高騰分に対する助成 1 L P ガス料金激変緩和対策補助金 308,000 ・補助対象者 L P ガス販売業者 ・補 助 額 550円/世帯・者 2 支給事務費 41,000
2 特別高圧受電中小 企業等支援事業費	54,000	特別高圧の電気料金の高騰により影響を受ける中小企業者 等に対する助成 ・補助対象者 特別高圧で受電する中小企業者、商業施設 等運営企業、工業団地協同組合 ・補 助 期 間 令和 7 （2025） 年 7 月～ 9 月 ・補 助 額 7、9 月分 1.0円/kWh 8 月分 1.2円/kWh

（財政課）

栃木県告示第305号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	廃 止 期 日	廃止理由
栃木県安足県税事務所長之印	方20	てん書	一般文書用	令和 7 (2025) 年 4 月 1 日	摩耗のため

(文書学事課)

栃木県告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 7 (2025) 年 5 月 1 日	天海整形外科	栃木市今泉町 2-17-13
令和 7 (2025) 年 1 月 14 日	長島医院	佐野市葛生東 1-10-32
令和 7 (2025) 年 4 月 1 日	佐野休日歯科診療所	佐野市大橋町2042
令和 7 (2025) 年 2 月 6 日	さつきクリニック	鹿沼市白桑田字松原254-11
令和 7 (2025) 年 4 月 1 日	ぶんかばしファミリークリニック	鹿沼市文化橋町2300- 1
令和 7 (2025) 年 5 月 2 日	ゆうゆうホームクリニック	小山市東城南 1-17-13 2 F
令和 7 (2025) 年 5 月 1 日	クスリのアオキ犬塚薬局	小山市大字犬塚50-734
令和 7 (2025) 年 4 月 1 日	リブラ薬局 小山店	小山市大字雨ヶ谷738- 1
令和 7 (2025) 年 4 月 1 日	真岡西部クリニック	真岡市長田 5- 8- 1
令和 7 (2025) 年 5 月 1 日	みぶ整形外科クリニック	下都賀郡壬生町大字安塚字下原765- 1
令和 7 (2025) 年 4 月 1 日	尾形医院	塩谷郡塩谷町玉生570- 1
令和 7 (2025) 年 5 月 1 日	にいたに内科・糖尿病クリニック	塩谷郡高根沢町宝石台 4- 1- 16
令和 7 (2025) 年 5 月 1 日	ほうせきだい薬局	塩谷郡高根沢町宝石台 4- 1- 27
令和 6 (2024) 年11月 1 日	フクシ小金井薬局	下野市小金井 1-14-14

2 指定訪問看護事業者等

指定年月日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令 和 7 (2025) 年 5 月 1 日	合同会社Girasol	群馬県館林市広内町 5-47	訪問看護ステーショ ン サニー	佐野市寺中町2416- 1 サンライズベルⅢ E 号

令 和 7 (2025) 年 5 月 1 日	アステリズム株式会 社	足利市毛野新町 2- 172-2 プランドール A105	訪問看護ステーショ ン ぼらりす	足利市山川町722- 4 100号室
------------------------------	----------------	------------------------------------	---------------------	-----------------------

栃木県告示第307号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第 1 項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 （2025）年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

指定年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令 和 7 (2025) 年 4 月 28 日	上野 嘉昭	下都賀郡壬生町大字安 塚937番地17	和み鍼灸院	下都賀郡壬生町大字安 塚937番地17

栃木県告示第308号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の 2 の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 7 （2025）年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	主たる事務所の所在地
令和 6 （2024）年11月30日	真岡市休日夜間急患診療所	真岡市中萩 2 -10- 2 (真岡市中郷227- 1)

(注) 表中の () 内は変更前のもの

栃木県告示第309号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の 2 の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 7 （2025）年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 7 (2025) 年 5 月 31 日	共創未来 みやまえ薬局	足利市島田町822-7

栃木県告示第310号

次の指定施術機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第 2 項において準用する生活保護法第50条の 2 の規定により指定施術機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

廃止年月日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令和 7 (2025) 年 4 月 28 日	上野 嘉昭	下都賀郡壬生町大字 安塚937番地17	鍼灸院まほろば	下野市石橋469番地 11

栃木県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の 2 の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の 3 の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

病院、診療所又は薬局

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
令和 7 (2025) 年 5 月 31 日	鈴木歯科医院	芳賀郡茂木町茂木1794- 1

(保健福祉課)

栃木県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	事 業 名	認 可 年 月 日
塩谷町大宮土地改良区	塩谷町大宮地区土地改良（維持管理）事業	令和 7 (2025) 年 6 月 10 日

(農地整備課)

栃木県告示第313号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成19年栃木県告示第113号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
略			略		
矢板市平野 211-I-003	略	略	矢板市平野 211-I-003	略	略
			矢板市倉掛 211-I-004	別紙図面のと おり。(図面 省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		
矢板市片俣 211-II-017	略	略	矢板市片俣 211-II-017	略	略
			矢板市倉掛 211-II-018	別紙図面のと おり。(図面 省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第314号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成19年栃木県告示第216号）により指定した土砂災害警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
略			略		
塩谷町大字上 沢384-I-008	略	略	塩谷町大字上 沢384-I-008	略	略
			塩谷町大字玉 生384-I-011	別紙図面のと おり。(図面 省略)	急傾斜地の崩壊
略			略		

栃木県告示第315号

土砂災害警戒区域の指定に関する告示（令和 2 年栃木県告示第434号）により指定した土砂災害警戒区域の

一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
略			略		
高根沢町宝積寺386- I -002	略	略	高根沢町宝積寺386- I -002	略	略
			高根沢町石末386- I -003	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第316号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成19年栃木県告示第116号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
矢板市平野211- I -003	略	略	略	矢板市平野211- I -003	略	略	略
				矢板市倉掛211- I -004	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。(図面省略)
略				略			
矢板市片保211- II -017	略	略	略	矢板市片保211- II -017	略	略	略
				矢板市倉掛211- II -018	別紙図面のとおり。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。(図面省略)

					面省略)		面省略)
略				略			

栃木県告示第317号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成19年栃木県告示第220号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
塩谷町大字上沢384- I -008	略	略	略	塩谷町大字上沢384- I -008	略	略	略
				塩谷町大字玉生384- I -011	別紙図面のとお り。(図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとお り。(図面省略)
略				略			

栃木県告示第318号

土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（令和 2 年栃木県告示第437号）により指定した土砂災害特別警戒区域の一部の指定を解除するので、同告示の一部を次のように改正する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
略				略			
高根沢町宝積	略	略	略	高根沢町宝積	略	略	略

寺386- I -002				寺386- I -002			
				高根沢町石末 386- I -003	別紙図面 の と お り。(図 面省略)	急傾斜地の 崩壊	別紙図面 の と お り。(図 面省略)

栃木県告示第319号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県矢板土木事務所及び矢板市役所において縦覧に供する。

令和 7 （2025） 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自 然 現 象 の 種 類
矢板市倉掛211- I -004	別紙図面のとおりの。(図面省略)	急傾斜地の崩壊
矢板市倉掛211- II -018	別紙図面のとおりの。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第320号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県矢板土木事務所及び塩谷町役場において縦覧に供する。

令和 7 （2025） 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自 然 現 象 の 種 類
塩谷町玉生384- I -011	別紙図面のとおりの。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第321号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県矢板土木事務所及び高根沢町役場において縦覧に供する。

令和 7 （2025） 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自 然 現 象 の 種 類
高根沢町石末386- I -003	別紙図面のとおりの。(図面省略)	急傾斜地の崩壊

栃木県告示第322号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の

規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県矢板土木事務所及び矢板市役所において縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	建 築 物 に 作 用 す る と 想 定 さ れ る 衝 撃 に 関 す る 事 項
矢板市倉掛211- I -004	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)
矢板市倉掛211- II -018	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

栃木県告示第323号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課、栃木県矢板土木事務所及び塩谷町役場において縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

区 域 の 名 称	指 定 の 区 域	土 砂 災 害 の 発 生 原 因 と な る 自 然 現 象 の 種 類	建 築 物 に 作 用 す る と 想 定 さ れ る 衝 撃 に 関 す る 事 項
塩谷町玉生384- I -011	別紙図面のとおり。 (図面省略)	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。 (図面省略)

(砂防水資源課)

栃木県告示第324号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の 8 第 2 項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

令和 7 (2025) 年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人日本建築総合試験所
- 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
業務を行う事務所の所在地	(新規)	東京都港区西新橋一丁目 5 番 8 号

- 変更年月日

令和 7 (2025) 年 7 月 1 日

(建築指導課)

公 告

○栃木県子ども総合科学館の利用料金の承認

栃木県子ども総合科学館条例（昭和63年栃木県条例第3号）第9条の2第4項後段の規定により令和7（2025）年10月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県子ども総合科学館管理規則（昭和63年栃木県規則第8号）第9条の3の規定により公告する。

令和 7（2025）年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

区		分		大 人	小 人
観 覧 料	展 示 室	1 人 に つ き	普 通 利 用 券	620円（490円）	230円（180円）
			年 間 利 用 券	3,650円	1,050円
		回数券（普通利用券 6 枚綴り）		3,100円	1,150円
		前納観覧券（100枚単位で販売）		490円	180円
	プラネタリウム	1 人 1 回 に つ き		540円（430円）	200円（160円）
遊具利用料	自 転 車	1 人 1 時 間 に つ き		300円	200円
	ミ ニ 機 関 車	1 人 1 回 に つ き		200円	100円

- 備考 1 「小人」とは満4歳以上の幼児、小学校の児童及び中学校の生徒をいう。
- 2 「普通利用券」とは、1日の利用をすることができる利用券であって、年間利用券以外のものをいう。
- 3 「年間利用券」とは、1年間随時に利用をすることができる利用券をいう。
- 4 括弧内に掲げる額は、利用料金を支払う者が20名以上の団体である場合の利用料金の額とする。
- （県民協働推進課）

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和 7（2025）年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

家畜伝染病の種 類	家畜の種 類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発 生 の 場 所 又 は 区 域	発 生 年 月 日	経 過 及 び 転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	1 頭	那須塩原市	令和 7（2025）年 6 月 4 日	法令殺

（畜産振興課）

○土地改良区連合役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和 7（2025）年 6 月 24 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区連 合 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
鬼怒川中部 土地改良区 連 合	理 事	松田 仁一	松田 仁一	宇都宮市松田新田町95	令 和 7 (2025) . 3 . 31	令 和 7 (2025) . 4 . 1
	〃	高橋 彰男	高橋 彰男	〃 相野沢町123- 4	〃	〃
	〃	赤羽 義明	赤羽 義明	〃 下小倉町939	〃	〃

理 事	門前 義夫	門前 義夫	さくら市桜野1501	令 和 7 (2025) . 3 . 31	令 和 7 (2025) . 4 . 1
〃	手塚 和久	手塚 和久	〃 馬場84	〃	〃
〃	長島 貴之	長島 貴之	〃 押上822	〃	〃
〃	中山 修夫	中山 修夫	〃 上阿久津1991	〃	〃
〃	岡本 正範	岡本 正範	塩谷郡高根沢町大字花岡1561- 2	〃	〃
〃	小川 英海	小川 英海	〃 〃 大字栗ヶ島349	〃	〃
〃	佐藤 正一	佐藤 正一	〃 〃 大 字 上 高 根 沢 1171- 1	〃	〃
〃	吉成 吉史	吉成 吉史	塩谷郡塩谷町大字大宮424	〃	〃
〃	吉原 敏泰	吉原 敏泰	〃 〃 大字風見210- 1	〃	〃
〃	羽石 裕志	羽石 裕志	真岡市清水1025	〃	〃
〃		小林 紀夫	宇都宮市海道町143		〃
〃		櫻井 一美	〃 逆面町684		〃
〃		渡邊 正美	〃 石井町2859- 1		〃
監 事	古澤 一郎	古澤 一郎	さくら市松山新田531- 1	令 和 7 (2025) . 3 . 31	〃
〃	村上 榮一	村上 榮一	塩谷郡塩谷町大字大宮2003	〃	〃
〃		菊地 一俊	宇都宮市平出町1234- 1		〃

(農地整備課)

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 2 項の規定により告示した包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、次の者に住所変更があったので告示する。

令和 7 （2025） 年 6 月 24 日

栃木県監査委員 森 澤 隆
同 鎌 形 俊 之
同 山 形 修 治
同 高 山 和 典

包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名 田港 大輔

変更後の住所 宇都宮市石井町2866番地 コモード石井町 I 106

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
令 和 7 (2025) 年	475	下から 5	根本	根元
	476	9、下から13		

第610号

及び下から 1